

県南広域振興局長告示第73号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、江刺猿ヶ石土地改良区（奥州市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成29年5月12日

県南広域振興局長 細川倫史

理事

神田貞一 奥州市江刺区愛宕字土花255番地1